

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）を次の放置車両確認機関に委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成21年2月27日

鳥取警察署長 永 田 一 也

- 1 放置車両確認機関の名称  
富士総合警備保障株式会社
- 2 主たる事務所の所在地  
鳥取市秋里405-1
- 3 確認事務を行う区域  
鳥取警察署の管轄区域
- 4 確認事務を行う期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで